

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に「備前市障害者計画（平成18年度～平成23年度）」を、引き続き平成24年3月に「第2期障がい者計画（平成24年度～平成29年度）」を策定し、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らし続けることができ、市全体で障がいのある人が自立した生活や社会参加ができるよう、備前市総合計画の政策の一つである「誰もがいつまでも安心して暮らせるまち」を目指して、障がい者福祉に関する施策の推進に取り組んできました。

国では、「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な、国内法の整備をはじめとする障がい者施策の抜本的な見直しが進行しています。特に、平成23年の「障害者基本法」の改正では、「社会的障壁の除去」や、「合法的配慮」がされなければならないと規定されるなど、「障害は個人ではなく社会にある」という障がい者の視点に立った考え方に大きく変化しています。また、平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、公的機関については「社会的障壁の除去」を障がいのある人や家族から求められた場合に「合理的配慮」をすることが義務付けられました。

これらのことを踏まえ、障害者基本法及び障害者総合支援法の規定に基づき、市の障がい者施策の基本的な方向と、障がい福祉サービス等の基盤整備に関わる具体的な目標を定める計画として、「備前市障がい者計画」（第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画）を策定します。

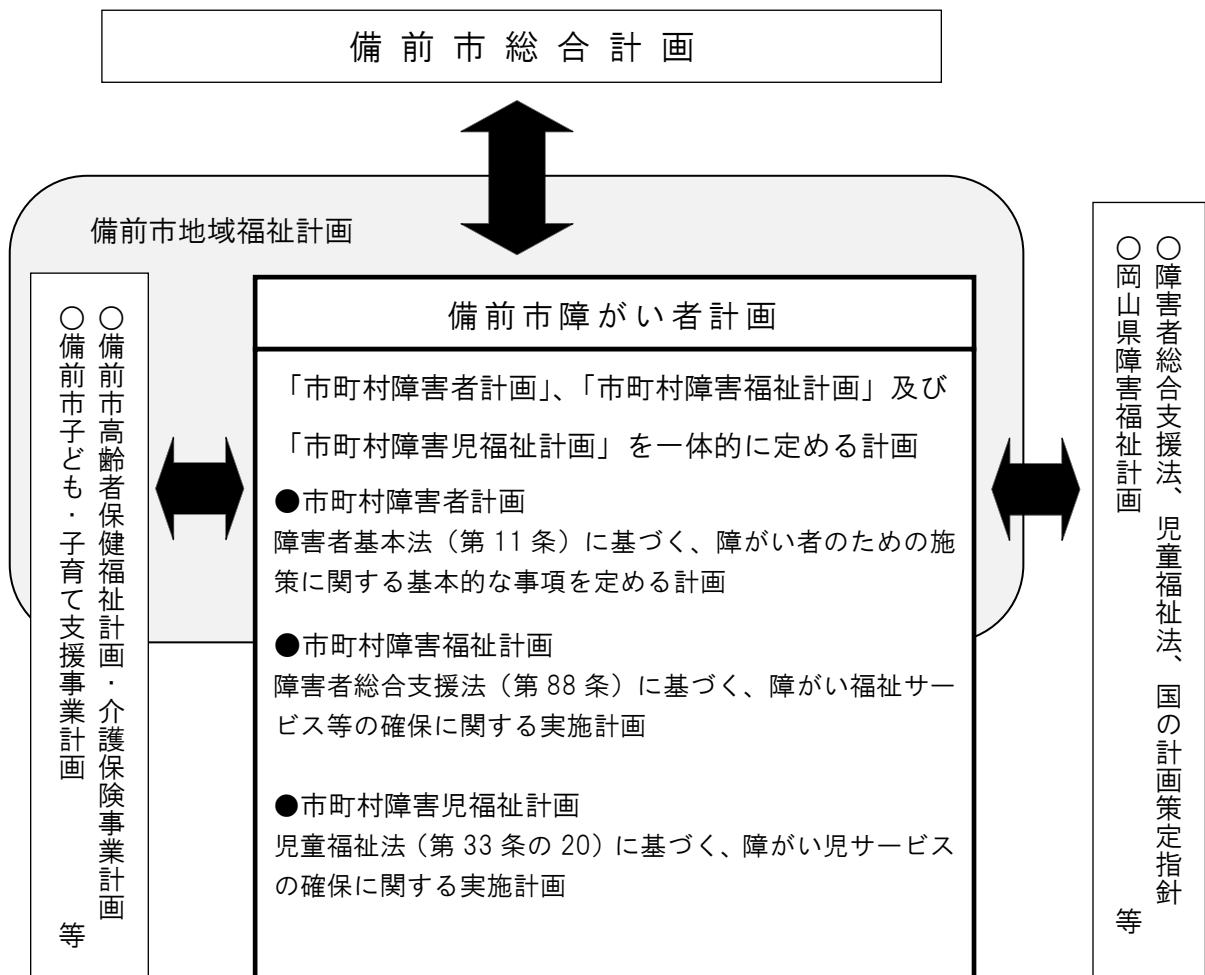
また、児童福祉法の一部改正に伴い、障がい児に対する支援を円滑に実施することを目的として、障がい児へのサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「第1期障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法」第 11 条に基づく「市町村障害者計画」として、市の障がい者に関わる施策の基本的な方向を定める計画であるとともに、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、また改正「児童福祉法」（平成 30 年 4 月施行）第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい福祉サービスの見込み量やその確保策等を定める計画であり、それらを一体的に策定するものです。

また、この計画は「備前市総合計画」と整合を図るとともに、市の関連計画や県の障害福祉計画等の内容を踏まえ策定します。

<計画の位置づけ>



3 計画の期間

この計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 か年としますが、「障がい福祉計画」は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年を第 5 期計画期間として策定します。

また、「障がい児福祉計画」については、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年を第 1 期計画期間として策定します。

なお、関連法制度の変更などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

<計画期間>

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	
備前市障がい者計画	障がい者 計画	第 3 期計画						
	障がい 福祉計画	第 5 期計画						
	障がい児 福祉計画	第 1 期計画						

4

計画の策定体制

この計画は、市民代表、関係団体・機関等の代表者、学識経験者などで構成する「備前市障害福祉計画策定委員会」において計画案を審議するとともに、障がいのある人を対象としたアンケート調査や東備地域自立支援協議会（※）、市民からの意見聴取の結果をふまえ、県との調整を図りながら策定しました。

なお、計画策定機関である「備前市障害福祉計画策定委員会」において、策定後の計画の点検を実施していきます。

※ 東備地域自立支援協議会：備前市・和気町をエリアとする。

